



大津市公報

令和2年9月1日
第33号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

告示

- 201 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 1
- 202 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 1
- 203 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 2
- 204 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 2
- 205 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 2
- 206 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 2
- 207 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 3

公告

- 私道の廃止の承認に関する公告..... 3
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
- 私道の廃止の承認に関する公告..... 4

消防局訓令

- 3 大津市火災予防査察規程の一部改正..... 4

消防局長告示

- 2 平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について)の一部改正..... 4

告示

大津市告示第201号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年9月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービス・みくる	大津市堅田一丁目7番15号	有限会社明日香	大津市今堅田二丁目10番14号	放課後等デイサービス	令和2年9月1日	2550100107

大津市告示第202号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年9月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
Step S.P.F 相談支援事業所	大津市長等二丁目5番11号	Step S.P.F 株式会社	大津市長等二丁目5番11号	令和2年9月1日	2570100020

大津市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和2年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護エイジーケア	大津市坂本八丁目9番8号	株式会社メイクトラスト	大津市雄琴六丁目23番11号	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	令和2年9月1日	2510101997

大津市告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
Step S.P.F相談支援事業所	大津市長等二丁目5番11号	Step S.P.F株式会社	大津市長等二丁目5番11号	令和2年9月1日	2530100250

大津市告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
こころ薬局	大津市今堅田二丁目16番1号	育成医療及び更生医療	薬局	令和2年8月3日
調剤薬局ツルハドラッグ大津石山店	大津市大平二丁目1番5号	育成医療及び更生医療	薬局	令和2年9月1日

大津市告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
ユタカ薬局西大津	大津市松山町9番15号	育成医療及び更生医療	薬局	令和2年9月1日
ブリッジ訪問看護ステーション	大津市追分町14番7号	育成医療及び更生医療	訪問看護	令和2年9月1日

大津市告示第207号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和2年9月1日

大津市長 佐藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
消火、通報又は避難の訓練の実施の届出	大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）	第5条第1項	令和2年10月1日
露店等の開設の届出		第23条（第7号に係る部分に限る。）	
製造所等の定期点検の結果の報告	大津市危険物規制規則（昭和60年規則第35号）	第15条	

公 告

私道の廃止の承認に関する公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による次の道路の廃止を承認したので、大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）第12条の2第3項の規定により公告する。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和2年8月11日

大津市長 佐藤 健 司

台帳番号	廃止する道路の地名・地番	道路延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
第R02-2号	大津市大門通57番1の一部、同番2の一部、同番3の一部、同番9の一部及び同番10の一部	6.06	4.00	1

(令和2年8月11日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年8月11日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市一里山一丁目24番24号 株式会社フジケン 代表取締役 藤田 敏明	開発区域 大津市雄琴四丁目字西小川尻 428番2の一部及び429番2の一部、同町字舩ノ本430番1、同番2、431番1、同番2、451番1及び同番2並びに同町字深田452番1、同番2、453番1、同番2、454番1、同番2、455番1、456番1、459番	開発区域 8,922.70m ² 開発行為に関する 工事の区域 133.54m ²	令和2年 8月6日	第1536号

17の一部、491番4、同番10の一部、497番3の一部及び同番4の一部並びに上記地先大津市法定外道路
 開発行為に関する工事の区域
 大津市雄琴四丁目字深田459番12、491番1の一部、同番3及び497番3の一部並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等

(令和2年8月11日揭示済)

私道の廃止の承認に関する公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の廃止を承認したので、大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）第12条の2第3項の規定により公告する。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和2年8月21日

大津市長 佐 藤 健 司

指定年月日 及び指定番号	廃止する道路の 地名・地番	道路延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
昭和33年12月24日 第33 22号	大津市中庄一丁目字中庄466番の一部及び 466番6の一部	22.40	4.00	1

(令和2年8月21日揭示済)

消 防 局 訓 令**大津市消防局訓令第3号**

大津市火災予防査察規程（平成16年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

第16条第1項中「対し、」の次に「様式第5号による」を加え、「（様式第5号。以下「改修報告書」という。）」を「又は電子情報処理組織（局長又は署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法」に改め、「の報告」の次に「（以下「改修報告」という。）」を加え、同条第2項中「改修報告書の提出期限」を「改修報告の期限」に改め、同条第3項中「改修報告書の提出」を「改修報告」に改める。

第17条第1項第1号中「提出期限」を「期限」に、「改修報告書が提出されず」を「改修報告がなされず」に改め、同項第2号中「改修報告書」を「改修報告」に改め、同項第3号中「改修報告書に記載されている改修完了予定日」を「改修報告において改修完了予定日とされた日まで」に、「しておらず」を「せず」に改める。

第23条中「改修報告書の提出状況」を「改修報告の状況」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

消 防 局 長 告 示**大津市消防局長告示第2号**

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和2年9月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

第2号の表スーパーセンタートライアル滋賀大津店の項の次に次のように加える。

TO K U Y A 大津瀬 田店	店舗	大津市大萱六丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
----------------------	----	----------	----	---------------------